

障害者基本計画及び「重点実施5カ年計画」(障害者職業能力開発部分)

8. 障害者基本計画（抄）

平成14年12月24日閣議決定
期間：平成15年度～平成24年度

Ⅲ 分野別施策の基本的方向

5 雇用・就業

（2）施策の基本的方向

① 障害者の雇用の場の拡大

エ ITを活用した雇用の促進

障害者の職域の拡大、雇用・就業形態の多様化、職業能力の開発などの面でITを最大限活用する。

就業を可能にする機器やソフトの開発及び普及を行い、就業機会の拡大を図るとともに、障害の部位・特性等に配慮しつつ、IT技術を活用し、障害者がこれらの支援機器等の操作に習熟するための効果的な職業訓練を推進する。

在宅就業を行う障害者の仕事の受発注や技能の向上に係る援助を行う支援機関の育成、支援等の充実を図る。

② 総合的な支援施策の推進

ウ 障害者の職業能力開発の充実

多様な職業能力開発資源を活用し、新たに就業を希望する障害者及び在職障害者並びに離職を余儀なくされた障害者の早期再就職を図るための職業訓練を推進する。また、障害者の職業能力の開発・向上の重要性に対する事業主や国民の理解を高めるための啓発に努める。

障害者の職業能力開発については、一般の公共職業能力開発施設における障害者の受入れを一層促進するとともに、施設のバリアフリー化を推進するなど障害者の受入体制の整備を図る。

これらの施設で受入れが困難な重度障害者等については、障害者職業能力開発校において、障害の特性や程度に応じた訓練科目を設定し職業訓練を推進する。その際、障害の重度化・重複化、障害者の高齢化など訓練ニーズの多様化に留意するとともに、サービス経済化や情報化の進展、また、除外率制度の縮小に伴う雇用ニーズの

動向を踏まえるものとする。

また、ITに係る教育訓練ソフトをインターネットを通じて配信し在宅でも随時能力開発ができるようにするための遠隔訓練システムを開発し、公共職業能力開発施設等への通所に制約がある障害者への活用を図る。

技術革新に伴う職務内容の多様化等に対応し、職業能力の向上を図るため在職障害者向け訓練を実施するほか、事業所においても在職障害者に対する効果的な職業能力開発が行われるよう、関係機関との密接な連携の下に、事業主や障害者に対し相談、援助等の支援を行う。

障害者が高度なレベルの職業能力を身につけ、その能力にふさわしい処遇を受けることが重要であることから、可能な限り多くの訓練機会を得られるよう、民間の教育訓練機関等多様な職業能力開発資源を活用した委託訓練を幅広く実施する。

また、民間外部講師についても一層積極的に活用し、多様化する訓練ニーズに対応していくものとする。

重点施策実施5カ年計画と進捗状況について

平成19年12月25日
障害者施策推進本部決定
期間：平成20年度～平成24年度

5. 雇用・就業

① 総合的支援施策の推進

○ 障害者の職業能力開発の推進

ア 公共職業能力開発施設における障害者職業訓練の推進

障害者職業能力開発校において、職業訓練上特別な支援を要する障害者に重点を置いた支援を実施するとともに、一般の公共職業能力開発施設において、障害のある人の受入を推進する。

○ 特別支援障害者の入校割合

平成19年度 19.6% → 平成22年度 31.2%

○ 一般の公共職業能力開発施設における受入状況

平成19年度 759人 → 平成22年度 732人

イ 障害者の態様に応じた多様な委託訓練の拡充

就労移行支援事業の利用者、特別支援学校の生徒等の職業訓練機会の充実を図るため、企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等地域の委託訓練先を開拓し、障害の態様に応じた多様な委託訓練を実施する。

(目標・達成期間)

○ 障害者の態様に応じた多様な委託訓練の就職率

41.3%【18年】 → 50%【24年】

○ 障害者委託訓練の就職率

平成19年度 41.4% → 平成22年度 43.8%

○ 福祉施設から一般就労へ移行した者のうち障害者委託訓練受講者数

平成19年度 539人 → 平成22年度 710人

